

岐阜県立岐阜商業高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法の第2条に準ずる

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・悪口、からかい、脅しなどの言葉によるいじめ
- ・叩かれたり、蹴られたり、服を脱がされたりするなどの身体への暴力によるいじめ
- ・所有物を壊されたり、捨てられたり、隠されたりするなどの物質的な被害
- ・金を盗まれたり、たかられたりするなどの金銭的な被害
- ・集団による無視や仲間はずれ
- ・危険なことや恥ずかしいことなど、したくないことをさせられるなどの強制・圧迫
- ・SNS（Facebook、LINE、Twitter等）や掲示板、ブログなどのインターネット上での誹謗中傷や不適切な写真、動画の掲載

(3) 学校姿勢（自校の課題）

- ・いじめを人権に対する重大な侵害であるにとらえ、いじめを決して許さないという意識を徹底し、教職員、生徒、保護者等の間で共有する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ・『学校いじめ防止プログラム（別紙）』と『早期発見・事案対処マニュアル（別紙）』を定め、いじめを未然に防止するとともに、いじめ発生時には適切な初動対応をとる。
- ・いじめは「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こりうるという危機意識をもつ。
- ・生徒の生活態度や学習状況、生徒間の人間関係に細心の注意を払い、学年会や生徒指導部会等で情報交換を密にし、未然防止、早期発見に努める。
- ・部活動での先輩後輩の上下関係や同級生内での人間関係などに悩む生徒に対し、部顧問、担任、養護教諭、教育相談部等が中心となって、早期解決を図る。
- ・教職員はいじめを発見、または相談を受けた場合は速やかに、いじめ防止対策委員にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

- ・いじめが解決したと即断せず、その後の経過を観察し、声かけをするなどして注意を怠らず、また必要に応じて面談や教育相談、カウンセリング等を行う。3か月を目安に被害生徒本人と保護者に面談し、いじめに係る行為が止んでいるか、心身の苦痛を感じていないかを確認する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・いじめを未然防止するための啓発活動を推進する。
- ・臨床心理士の巡回教育相談の機会を設け、第三者の立場から専門的客観的な意見を伺う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

いじめ防止対策委員会

〔組織の構成員〕

- ・校内委員（校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教育相談部長、教務部長、進路指導部長、特別活動部長、保健厚生部長、学年主任、人権教育担当者、関係職員）
- ・第三者委員（臨床心理士、社会福祉士、教員OB、PTA生活指導委員長、学校評議員）

〔組織の運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年に2回（7月・2月）いじめ防止対策委員会を開き、各部会等からの情報やいじめ調査の結果等をもとに、校内のいじめに関する実態の確認や取組に対する検証などをおこなう。また、必要に応じて臨時のいじめ防止対策委員会を開く。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・人権尊重の精神を養い、差別や偏見を排除することができる態度と実践力をもつ生徒を育成する。
- ・校内で研修会を開催したり、外部の研修会への積極的な参加を促したりし、教職員の人権意識の向上を図る。
- ・情報の「報告・連絡・相談」の体制を整え、いじめと判断される問題が生じたときは「最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に」対応する。

【生徒指導部】

- ・基本的な生活習慣を確立させ、偏見のない人間の育成を図り、特にいじめや暴力行為を排除する指導を行う。
- ・お互いの人格を尊重するという視点から、挨拶の徹底を図る。
- ・MSリーダーズ活動など体験機会を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・各種の講話などを開催し、SNS等の利用における情報モラルを高める指導を行う。
- ・外部機関との連携を図る。

【教育相談部】

- ・気軽に相談できる環境を整え、生徒が安心して相談できるようにする。
- ・人権講話（人権映画）を企画し、それを踏まえた人権に関する統一LHRを行うことによって、人権意識の向上を図る。
- ・いじめ・迷惑調査を実施し、生徒が置かれている状況の把握に努める。
- ・心理検査を実施して、生徒の心理状態等を客観的に把握して生徒理解を深め、その後の指導に有効活用する。
- ・情報交換会を実施して共通理解を図り、全教職員の危機意識の高揚と校内の連携体制の充実を図る。

【教務部】

- ・授業規律を守るとともに、わかる授業を行うための教科指導の工夫と充実を図る。
- ・教科指導において生徒を評価する際に、成績の優劣が人間性の優劣を判断する基準にならないように心掛けるとともに、学力と人間性を明確に区別して指導することで、生徒個々がお互いの長を認め合うことができる場を作る。

【進路指導部】

- ・進路目標を早期に考えさせ、目標達成に向けて、計画的に努力させる。
- ・インターンシップなどの就業体験を通して、社会活動による人間力の向上及び自己実現のイメージをもたせる。

【特別活動部】

- ・部活動を通して、良好な人間関係を築き、お互いに高めあえる組織を目指す。
- ・学校行事やHR活動では、一人ひとりに役割をもたせることで、帰属意識を高め、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・LHRやSHRを通して、道徳心や倫理観を育成するとともに、コミュニケーション能力を向上させる。

【図書・研修部】

- ・人権意識を啓発する図書を積極的に取り入れ、生徒の活用を促す。

【保健厚生部】

- ・保健室を利用する生徒の心身の観察、健康相談を行い、担任、部顧問、教育相談部等と速やかに連携を図る。
- ・広汎性発達障がい等を有する生徒の障がい特性や心情を理解し、全職員が一貫性のある配慮を行い、学校生活への適応を支援する。

【渉外部】

- ・保護者会等で、いじめ防止のためには地域や家庭との連携が重要であることを伝え、協力を依頼する。

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	定期教育相談（2・3年生）	・学校いじめ防止基本方針の説明

		・生徒の生活状況の変化やそれに伴う精神状態の変化などを把握する。
5	心理検査 定期教育相談（1年生）	・ i - c h e c k を実施する。
6	職員研修 第1回校内いじめ迷惑調査	・心理検査の有効活用方法についての研修を行う。 ・全学年を対象に記名式での調査を行う。
7	第1回県いじめ調査報告（4～7月） 第1回いじめ防止対策委員会 三者面談	・第1回校内いじめ迷惑調査の結果を報告する。 ・第1回校内いじめ迷惑調査報告と今年度の取組について検討する。 ・生徒の家庭生活の状況を確認する。
8		
9	定期教育相談	・夏季休業明けの生徒の変化を把握する。
10	三者面談 第2回校内いじめ迷惑調査	・生徒の家庭生活の状況を確認する。 ・全学年を対象に調査を行う。
11	職員研修 人権講話（映画） 人権に関する統一LHRの実施	・教育相談に関する研修を行う。 ・生徒・教職員の人権意識を高める。 ・人権講話（映画）を踏まえたLHRを実践する。
12	第2回県いじめ調査報告（8～12月）	・第1、2回校内いじめ迷惑調査の結果を報告する。
1	第3回校内いじめ迷惑調査	・全学年を対象に調査を行う。
2	第2回いじめ防止対策委員会	・今年度のいじめ問題に対する取組を検証する。
3	第3回県いじめ調査報告（1～3月）	・本年度の校内いじめ迷惑調査の結果を報告する。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔組織対応〕

- ・いじめ防止対策委員会で対応する。

〔対応順序〕

- ・いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は速やかに、いじめ防止対策委員会に情報を報告する。
- ・当該生徒の正副担任や部活動顧問、生徒指導部など複数の教員により、事実関係の正確な把握に努め、いじめとして対処すべきかどうかの判断をする。
- ・被害生徒の訴えをしっかりと受け止める。当該生徒が神経質すぎるような面があっても、共感的理解をする。
- ・事実関係があいまいな場合、他の生徒と面談をしたり、必要に応じて緊急アンケートを取るなどして、情報を収集する。
- ・いじめ問題として対処すべきであると判断した場合、県教育委員会に第一報を報告する。また、校内いじめ防止対策委員会を開き、対応を検討する。状況に応じて、第三者も含めたいじめ防止対策委員会を開く。
- ・被害生徒の心身に対するケアを行う。必要があれば専門家の協力を得る。

- ・加害生徒に対しては、家庭環境などを考慮しながらも、自らの行為によって生じた事態を重く受け止めさせ、再び同様の行為をすることがないように指導を行う。また認識のずれがある場合には、丁寧に説明し、被害者側の認識を理解させる。
- ・被害生徒・加害生徒双方の保護者に対して、認識の共有ができるよう情報の提供を行い、今後の指導・支援方針などについての説明を行う。
- ・教育上必要があると認められるときは、適切に加害生徒に対して懲戒を加える。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処する。
- ・いじめの経過、背景、対応などについて報告書を作成し、学校長の責任において県教育委員会へ報告をする。
- ・いじめが収束したと急いで判断せず、その後の経過観察を怠らない。およそ3か月間、いじめに係る行為が止んでいることと被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒と保護者への面談を通して確認された状態を「いじめの解消」とする。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

[対応順序]

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・県教育委員会事務局（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教育委員会事務局主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・「生徒指導スクールサポートチーム派遣」を活用し、さらに必要な第三者をいじめ防止対策委員会に加えることができる。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教育委員会事務局（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教育委員会に報告する。（県教育委員会から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

アンケートの質問票や原本等の一次資料の保存期間を5年とする。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを把握する上で、有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年	4月策定
平成27年	4月一部改定
平成28年	4月一部改定
平成29年	4月一部改定
平成29年10月	一部改定
平成30年	5月一部改定